

五監公告第1号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成25年8月28日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

市民課(地域振興課の市民課に関する業務を含む)

3. 監査の期間

平成25年1月30日～平成25年2月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 分任出納員の領収印について、五泉市会計事務規則第11条に使用する領収印が定められているが、これによらない領収印を使用しているものが見受けられた。今後、適正な事務処理に努められたい。	五泉市会計事務規則第11条に基づき「分任出納員領収印」を作成し、平成25年3月5日、会計課の領収印登録台帳に登録をしました。